

車体整備の未来に大きな輪を

兵庫県自動車車体整備協同組合



<http://www.hsk.or.jp>

総合案内

当組合は、平成10年7月1日に兵庫県下3団体(兵庫県自動車塗装協同組合、兵庫県自動車車体整備協同組合、兵庫県西部自動車車体整備協同組合)が合併、大同団結をして組織の強化を計って参りました。

そして、平成26年2月16日 創立50周年記念事業を大盛會裡に終えました。

組合は、兵庫県下の自動車钣金及び塗装を含む自動車車体整備業者により構成されております。

組合は、組合員相互の協力と団結により国土交通省、厚生労働省、経済産業省等の各省庁、大企業の動勢もしくは社会の経済情勢に対処しつつ、組合並びに組合員事業体の強化発展、地位向上を目指し努力しております。

個々の力には限りがあります。殊に中小、零細規模の企業としては、組織と団結の力を結集して対処する大切さを知らねばなりません。

新会員を募集しておりますので未加入の皆様方、進んで当組合にご参加を頂き、お互いに力を合わせ共存・共栄の道を選びましょう。

自動車車体整備事業者憲章

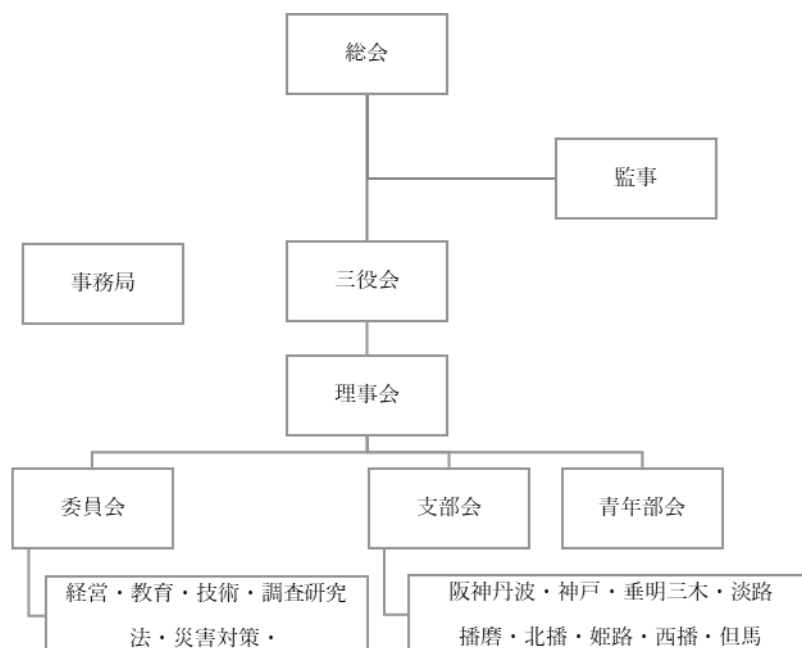
われわれ自動車車体整備事業者は、車体整備事業の公共性と社会的責任の重大性を認識し、業界の秩序と倫理を確立して、次の信念と意識を持って事業経営を行い顧客および会社の信頼に応え、その責務を就遂行します。

1. すべてのお客様に対して、親切、公平、誠実に応対し、自信と責任をもって仕事をします。
2. 整備料金は、作業内容、技術料および使用部品等を分かりやすく明示し、適正な価格で取引します。
3. 常に車体整備技術の研鑽に努め、練磨と知識を広めて、最高のサービスを提供します。
4. 自動車車体整備等に関する正確な知識を提供し、車体整備について、あらゆる相談に応じます。
5. 自動車車体整備事業に誇りと自信を持ち、関係法令を遵守し、産業公害を防止して、自然環境の保全に努めます。
6. 地域社会と調和をはかり、交通安全を通して、明るくより豊かな街づくりに奉仕します。
7. 日車協連組織の一員たる自覚をもって行動し、業界の協調発展に努め、健全な市場と経営基盤を確立します。

組合概況

名 称	兵庫県自動車車体整備協同組合
所 在 地	〒651-2137 神戸市西区玉津町出合134 TEL (078)921-5820 FAX (078)921-5830 E-mail info@hsk.or.jp
代 表 者	理事長 奥田 総一郎
出 資 金	11,600,000 円 (令和6年1月登記 1月1日現在)
組 合 員 数	145 社
賛 助 会 員 数	45 社
役 員	理事 23 名 (理事長1名、副理事長3名) 令和5年2月19日役員改選 監事 3 名

組織図



組合沿革

平成10年 7月 1日 新生「兵庫県自動車車体整備協同組合」結成

平成10年 7月12日 合併総会 サンシャイン青山

平成10年 8月19日 神戸地方法務局設立登記完了

平成17年10月12日 主たる事務所移転登記 神戸市西区玉津町出合134番地へ

平成26年 2月16日 創立50周年記念総会開催 シーサイドホテル舞子ビラ神戸

組合運営

会 議

総 会 通常総会 年1回 2月、臨時総会 随時開催

理事会 年7回 第2水曜日

三役会 年6～7回

支部会 随時開催

委員会 随時開催

- | | | | |
|-----------|---------|-------|---------|
| 1. 経営 | 2. 教育 | 3. 技術 | 4. 調査研究 |
| 5. 法・災害対策 | 6. 青年部会 | | |

全国組織

当業界の全国組織「日本自動車車体整備協同組合連合会」は、東京都に本部を置き関係省庁に対する上申機関の役割を担っている。

日本自動車車体整備協同組合連合会の主要事業について

1. 各種工場資格の取得促進について
2. 自動車車体整備士資格及び二級シャシ整備士資格取得の促進について
3. 経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
4. 経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供



近畿地方組織



大阪市内に「近畿自動車車体整備協同組合連合会」を置き 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の2府4県の各自動車車体整備協同組合(単組)が参加している。

各資格工場の紹介

「推奨工場」

日本自動車車体整備協同組合連合会が高い技術力と健全経営している钣金塗装工場を「推奨工場」として指定しています。

Q：推奨工場とは？

A：日本自動車車体整備協同組合連合会が一定の基準に適合する設備、技術者を有する事業場を優良な工場と推奨する制度で、小規模な事業所を対象にしたものです。

Q：申請基準はどうなっているの？

A：車体整備作業に従事する要員が3名以上、その内1名以上が自動車車体整備士資格を持っている事等です。詳細については各都道府県の車体整備協同組合の事務局にお問い合わせ願います。

「優良自動車塗装工場」

自動車の塗装を専業とする高い技術を所持している塗装専業工場を日本自動車車体整備協同組合連合会が「優良自動車塗装工場」として指定しています。

Q：優良自動車塗装工場制度とは？

A：対外的(一般ユーザー、損保関係、ディーラー、一般整備工場)に日本自動車車体整備協同組合連合会が高い技術力と健全経営をしている塗装工場であることを客観的に証明するものです。

「優良認定工場」

車体整備の他に分解整備を行う事業所が取得しています。

Q：第二種優良認定工場って何？

A：国が一定の基準に適合する設備、技術、管理技術を有する事業場を優良な工場と認定するもので、第二種優良認定工場は小規模な事業所を対象にしたものです。

Q：第二種優良認定工場を取得するメリットは？

A：一般ユーザー、ディーラー、一般整備工場及び損害保険会社等対外的に宣伝する事で、お客様からの信用が増すとともに、自社のイメージアップが図れます。

「特定部分専門の認証工場」

自動車の分解整備の対象となっている部分の中から特定の装置を専門に整備する工場を対象にした認証工場です。

Q：専門認証って何？

A：自動車の分解整備の対象となっている原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制御装置、緩衝装置、連結装置の7つのうちから特定の装置を専門に整備する工場を対象にした認証です。

Q：車体整備工場も専門認証を取得出来ますか？

A：二級自動車ガソリン、ジーゼル整備士資格者がいなくても、車体整備士取得後、自動車の整備作業に関し、2年以上の実務経験で二級自動車シャシ整備士の受験資格が付与されますから、二級自動車シャシ整備士の資格を取得し、一定の設備、作業場面積があれば、原動機を除く装置の専門認証が取得できます。

「認証工場」

近畿運輸局長から認証を受けた工場で、確かな技術を備えた整備士が車の分解整備、特定整備を行ない安心して任せられる事業所です。

お車をお持ちの皆様方のホームドクターとして常に研鑽された整備技術で完全整備を心掛け、作業に責任を持った自動車整備工場です。

安心して任せられる目印は、**白看板→特殊整備** **黄看板→分解整備** **若草看板→特定整備** です。

「先進安全自動車対応優良車体整備事業者」

日本自動車車体整備協同組合連合会が、国土交通省後援で自動車の車体整備の質の向上を図るとともに、質の高い車体整備が関係者から適切に評価された事業所です。

車体整備士の資格があり、高度化車体整備技能講習を毎年受講する事が条件です。

「自動車車体整備士」

Q：自動車車体整備士はどのような資格ですか？

A：国土交通省が付与する整備士資格の一つで、自動車の整備の向上を図るとともに、自動車整備要員の技能の向上を図るために設けられた制度です。

国が事故損傷車両の修理技術者としての知識、技術とともに一定の基準以上であると認めた資格です。

Q：自動車車体整備士資格を取得する意図は？

A：車体整備業界が健全に発展していくためには、ユーザーに信頼される車体修理技術の提供が使命であることを認識しつつ、車体修理技術の維持向上に努めることが、不可欠です。

国家資格を持つプロの技術者であることの信頼感をユーザーにアピールすることができます。

Q：自動車車体整備士資格が無くても腕がよければ困らないのでは？

A：車体整備士技術者として経験があり腕がよいと言うよりも、国家資格を持っている方のほうが、信頼感があります。

Q：自動車車体整備士資格を取得するメリットは？

A：優良自動車整備事業者の認定や令和2年4月から施行の特定整備認証工場の整備士資格要件になっており、同事業者になることで、他の事業者との差別化が図れます。

また、二級自動車シャシ整備士を取得することにより、専門認証工場の整備主任者になれます。

(参考)自動車分解整備事業制度との関連

- ① 自動車車体整備士は、国土交通省地方運輸局が認定する優良自動車整備事業者認定の車体整備作業一種及び二種に整備士資格要件です。
- ② 自動車車体整備士資格取得者には、三級自動車シャシ整備士の受験資格が付与されるとともに同資格取得後、実務経験二年以上で二級自動車シャシ整備士の受験資格が付与されます。



組合事業

1. 教育情報事業&調査研究事業

- ① 「自動車車体整備士」資格取得のための講習会開催(国土交通省令に基づく国家検定資格)
- ② 「金属塗装」等の各種技能士資格取得のための講習会開催(厚生労働省令に基づく国家検定試験)
- ③ 職業訓練法に基づく兵庫県が実施する職業指導員試験申請等の指導、斡旋
- ④ 優良自動車整備事業者特殊整備工場「車体整備作業(一種)及び(二種)」自動車車体整備「推奨工場」の資格取得支援、認証取得の推進、事業所の近代化促進
- ⑤ 自動車車体整備技術・技能講習会、自動車見積講習会、新素材に関する研修会、技術向上、経営改善等に関する講習会・見学会などの開催
- ⑥ 公害防止、安全衛生等に関する資格取得の推進、関連の講習会開催
- ⑦ その他、有益な教育情報事業推進

2. 共同購入事業

- ① 統一看板等の組織の宣伝広告用品、その他の共同購入
- ② 作業服、作業帽、安全靴等の事業所の必需品、消耗品その他の共同購入
- ③ 企業の効率化、省力化、節電、生産性向上等に役立つ近代機器の共同購入
- ④ 参考書の共同購入
- ⑤ その他、有益な共同購入事業の推進

3. 保険共済事業

- ① 近畿自動車車体整備協同組合連合会福祉共済、積立共済の加入契約促進
- ② 自動車整備業賠償共済保険の加入促進
- ③ 兵庫県共済協同組合の火災共済、休業応援対応共済、生命共済の加入契約促進

4. 広報事業

- ① 兵車協ニュースの発行及び関係先機関紙への記事の投稿、提供
- ② 有益な情報、資料の入手配布
- ③ 兵車協ホームページによる情報発信
- ④ その他、有効・有益な広報事業推進

5. 福利厚生事業

- ① 国・県・市及び関係団体からの表彰推薦手続き
- ② 組合員、従業員の永年勤続表彰、その他の表彰
- ③ 組合員相互の慶弔、見舞い等
- ④ 各種親睦、レクレーション行事などの開催
- ⑤ その他、有益な福利厚生事業推進

6. 環境事業

- ① 国土交通省 近畿運輸局が創設しているグリーン顕彰制度に係る「環境に優しい優良事業場」の表彰推薦手続き
- ② 産業廃棄物、マニフェスト等に関して、行政との密接な関係を持ちコンプライアンス遵守およびモラルの向上に努める

- ③ 廃液処理、解体部品、中古部品、リビルト部品、塗料カス、廃油、廃バンパー、廃タイヤ等に関する事項
- ④ フロン回収業者、使用済み自動車引取業者の自治体への登録後、自動車リサイクルシステムへの登録及び、年次報告等の指導
- ⑤ 健康診断受診に関する事項

7. 塗装事業

- ① 自動車塗装の新技术に関する研究及び検討、水性塗料への調査研究
- ② 自動車塗装事業の作業環境(有機則・特化則 エチルベンゼン等)及び環境保全対策(VOC規制)に関する事項
- ③ 作業環境測定の実施事項
- ④ 塗装技能士の養成に関する事項

8. その他

組合員の要望に合わせて、取組めるように検討します

組合加入

1. 組 合 員

1	資 格	本組合の地区内(兵庫県)に事業所を有する自動車車体整備業を行う小規模の事業所で、本組合の承認した者に限ります。 大規模事業者(資本金5千万円以上かつ、従業員100名以上の事業所は、加入出来ません)	
2	加 入 手 続	組合所定の加入申込書にご記入の上、組合事務所へ提出して下さい。	
3	加 入 費 用	出資金	80,000円
		加入手数料	キャンペーンのため10,000円
4	賦 課 金	1ヶ月	4,000円
5	支 部 会 費	1ヶ月	円

但し会費の払込は、支部ごとに違いますので、お問い合わせ下さい。

2. 賛 助 会 員

1	資 格	自動車車体整備業以外の事業者で、自動車車体整備に関係ある材料、機器、部品、消耗品などの製造または販売を行う者で、本組合の承認した者に限ります。	
2	加 入 手 続	組合所定の加入申込書にご記入の上、組合事務所へ提出して下さい。	
3	加 入 費 用	加入手数料	キャンペーンのため10,000円
4	賦 課 金	1ヶ月	4,000円

但し賦課金の払込は、上期、下期として半期分ごとのご請求をさせていただきます。

支部の紹介

【令和6年7月1日現在】

1	阪神丹波支部	25	西宮市・尼崎市・伊丹市・川西市・川辺郡・三田市・丹波篠山市 神戸市東灘区
2	神戸支部	13	神戸市東灘区・灘区・中央区・北区・兵庫区・長田区
3	垂明三木支部	14	神戸市西区・垂水区・明石市・加古郡・三木市
4	淡路支部	16	洲本市・南あわじ市・淡路市
5	播磨支部	12	加古川市・加古郡・高砂市
6	北播支部	12	丹波市・加東市・小野市・加西市・西脇市・多可郡
7	姫路支部	18	姫路市・神崎郡
8	西播支部	21	揖保郡・たつの市・相生市・赤穂市・赤穂郡・宍粟市・佐用郡・姫路市
9	但馬支部	15	養父市・豊岡市・朝来市・美方郡